

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号)及び高等学校学習指導要領(平成30年3月文部科学省告示第68号)に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

(高等学校の履修単位数)

第2条 高等学校の卒業までに履修する教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数は、74単位以上とする。

(高等学校の卒業単位数)

第3条 高等学校の卒業に必要な教科・科目及び総合的な探究の時間の修得単位数は、74単位以上とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号)及び高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第34号)に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

(高等学校の履修単位数)

第2条 高等学校の卒業までに履修する教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数は、74単位以上とする。

(高等学校の卒業単位数)

第3条 高等学校の卒業に必要な教科・科目及び総合的な学習の時間の修得単位数は、74単位以上とする。